

2024 年 11 月

お 客 さ ま 各 位

青木信用金庫

## 口座の売買・譲渡（譲受）・レンタルは犯罪です！

「簡単に収入が得られる」といった「誘い文句」で、副業やアルバイトを持ち掛けられ、知らない間に犯罪に加担してしまう事案が多数発生しております。

軽いお小遣い稼ぎのつもりが、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込め詐欺など）やマネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる可能性があります。

当金庫は、口座（キャッシュカード、通帳、インターネットバンキングのID・パスワード情報など）の売買・譲渡（譲受）・レンタルによる口座の不正利用が認められた場合、通知なく口座の利用を停止させていただきます。

ご理解いただきますよう、何卒よろしくお願い致します。

### ＜お客さまへのおねがい＞

- 口座の売買・譲渡・レンタルは犯罪であり、売る側・買う側ともに罪に問われます。  
「簡単に収入が得られる」といった怪しい「誘い文句」には罠があると考え、決して口座の売買・譲渡・レンタルや口座を利用する副業・アルバイトには応じないでください。
- 他人の指示に従って自分の口座を利用させただけでも、詐欺事件などの犯罪者として逮捕されたり、被害者の方から損害賠償を求められる可能性がありますので、絶対におやめください。

### ＜本件に関するお問合せ先＞

青木信用金庫 総務部 マネロン・テロ資金供与対策室  
電話：048-251-5875（平日 9:00～17:00）